Marubeni 光ＶＰＮ ＆ スイッチＨＵＢ 利用規約

目次

第１章　総則
第 1 条（本規約の目的）..... 3
第 2 条（通知方法、本規約の変更）..... 3
第 3 条（用語の定義）..... 3
第２章　本サービスの提供..... 4
第 4 条（本サービスの提供範囲）..... 4
第 5 条（提供区域）..... 4
第３章　契約..... 4
第 6 条（最低利用期間）..... 4
第 7 条（契約申込の方法）..... 4
第 8 条（契約申込の承諾）..... 4
第 9 条（契約申込内容の変更）..... 5
第 10 条（権利の譲渡の禁止）..... 5
第 11 条（契約者の地位の承継）..... 5
第 12 条（契約者の氏名等の変更の届出）..... 5
第 13 条（装置設置場所の提供等）..... 6
第 14 条（装置設置場所の移転）..... 6
第 15 条（提供するプランの変更）..... 6
第４章　禁止行為..... 6
第 16 条（営業活動の禁止）..... 6
第 17 条（著作権等）..... 6
第５章　利用中止等..... 7
第 18 条（利用中止）..... 7
第 19 条（利用の制限）..... 7
第 20 条（本サービス提供の終了）..... 7
第 21 条（契約者による解約）..... 7
第 22 条（当社による解除）..... 8
第６章　料金..... 8
第 23 条（料金）..... 8
第 24 条（利用料金の支払義務）..... 8
第 25 条（工事費の支払義務）..... 10
第 26 条（割増金）..... 10
第 27 条（延滞利息）..... 10
第 28 条（料金計算方法等）..... 10
第 29 条（端数処理）..... 11

第 30 条（料金等の支払）..... 11
第 31 条（料金の一括後払）..... 11
第 32 条（消費税相当額の加算）..... 11
第 33 条（料金等の臨時減免）..... 11
第７章　損害賠償..... 11
第 34 条（責任の制限）..... 11
第 35 条（免責事項）..... 12
第８章　個人情報の取扱い..... 13
第 36 条（個人情報の取扱い）..... 13
第 37 条（データ等の取扱）..... 14
第９章　雑則..... 14
第 38 条（利用に係る契約者の義務）..... 14
第 39 条（契約者の当社に対する協力事項）..... 15
第 40 条（除外事項）..... 16
第 41 条（設備等の準備）..... 16
第 42 条（Marubeni 光回線契約者に係る事項）..... 16
第 43 条（法令に規定する事項）..... 16
第 44 条（承諾の限界）..... 16
第 45 条（準拠法）..... 16
第 46 条（紛争の解決）..... 16
第 47 条（債権の譲渡）..... 17
第 48 条（反社会的勢力の排除）..... 17

附則..... 18
【別紙 1（提供時間）】..... 19
【別紙 2（提供する機能）】..... 20
【別紙 3（訪問オプションのメニュー）】..... 22
【別紙 4（料金表）】..... 24
【別紙 5（訪問オプション料金表）】..... 25
【別紙 6（サポートを提供するにあたり取得する情報）】..... 26
【別紙 7（当社が別に定めることとする事項）】..... 27
【別紙 8（オプション料金表）】..... 28
【別紙 9（最低利用期間）】..... 29

第１章 総則

第１条（本規約の目的）

ＭＸモバイリング株式会社（以下「当社」といいます。）は、Marubeni 光ＶＰＮ ＆ スイッチＨＵＢ利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりMarubeni 光ＶＰＮ及びスイッチＨＵＢ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第２条（通知の方法、本規約の変更）

1 当社から契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。

2 本規約は、民法５４８条の２第１項に定める定型約款に該当し、本規約の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法５４８条の４の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更することができ、変更後の本規約が適用されるものとします。

第３条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	ネットワーク環境をクラウド上で統合して管理するマネージド型ルーターサービス
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
ルーター装置	Marubeni 光ＶＰＮを利用するために契約者が設置する端末設備
スイッチ装置	スイッチＨＵＢを利用するために契約者が設置する端末設備
端末	スマートフォンやタブレット、ノートPC 等の、契約者が準備し利用する端末
クラウド	契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線
訪問オプション	契約者の請求に基づき、ルーター設置及びスイッチ装置及び設定を行うオプションメニュー
サポート	契約者に代行し、契約者が利用する前にルーター装置及びスイッチ装置を設定する機能。また、当社が設定する専用受付番号によりルーター装置及びスイッチ装置の設定の追加・修正・削除等を契約者の要請により提供する機能。
光回線	光ファイバーを利用した契約者回線
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第 2 章 本サービスの提供

第 4 条（本サービスの提供範囲）

1 当社は、原則、Marubeni 光ＶＰＮを提供する契約者に対し、スイッチＨＵＢを提供するものとし、スイッチＨＵＢ単体での提供はしないものとします。

2 当社は、契約者に対し、別紙 4（料金表）で定めるルーター装置及びスイッチ装置を提供し、契約者から請求があったときは、別紙 8（オプション料金表）で定めるオプション、及び、別紙 3（訪問オプションのメニュー）で定める訪問オプションを提供します。

第 5 条（提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

ただし、西日本エリアにおける別紙 3（訪問オプションのメニュー）に定めるサービスの提供については、平日 9:00～17:00 に限るものとし、年末年始（12/28～1/3）及び平日時間外の提供はしないものとします。

第 3 章 契約

第 6 条（最低利用期間）

別紙 9（最低利用期間）に定める期間を本サービスの最低利用期間と設定します。

第 7 条（契約申込の方法）

本契約を申し込もうとする者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

(1) 契約者名義
(2) 契約者住所
(3) 連絡先電話番号
(4) 機器設置場所
(5) その他申込の内容を特定するための事項

第 8 条（契約申込の承諾）

1 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって契約者に通知するものとします。当該書面の到着をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき。
(4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9 条（契約申込内容の変更）

1 契約者は、第7条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第10条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第11条（契約者の地位の承継）、及び、第42条（Marubeni 光契約者に係る事項）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第11 条（契約者の地位の承継）

1 相続又は法人の合併若しくは分割等により契約者の地位の承継があったとき、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2 人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項又は第2項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本契約がインターネット接続回線の Marubeni 光に関する契約に基づき提供されるときは、別紙7（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定めるところによります。

第12 条（契約者の氏名等の変更の届出）

1 契約者は、第7 条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
4 本条の規定にかかわらず、本契約がインターネット接続回線のMarubeni光に関する基づき提供されるときは、別紙7（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定めるところによります。

第13条（装置設置場所の提供等）
1 当社が提供するルーター装置及びスイッチ装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
2 当社が提供するルーター装置及びスイッチ装置に必要な電気料金は、契約者負担といたします。

第14条（装置設置場所の移転）
当社は、契約者から要請があったときは、ルーター装置及びスイッチ装置の設置場所の変更等の手続きを受付します。なお、ルーター装置及びスイッチ装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

第15条（提供するプランの変更）
契約者は、利用するプランの変更はできません。

第4章 禁止行為

第16条（営業活動の禁止）
契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第17条（著作権等）
1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、又は、正当な権利を有する第三者（本サービスを提供する上でクラウドの使用を当社に対して許可する者を含むがそれに限られない）に帰属するものとします。
2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
(3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（第42条（Marubeni光契約者に係る事項）で定める場合を除く）・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な、クラウドの使用を当社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第 5 章 利用中止等

第 18 条（利用中止）

1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむ得ない事由が生じたとき。

(2) 第 19 条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。

(3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ等その他当社が適切と判断する方法により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第 20 条（本サービス提供の終了）

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等その他の当社が適切と判断する方法によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第 21 条（契約者による解約）

1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解約希望日（申し出のあった日から 5 営業日以降の日付）をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

第 22 条（当社による解除）

1 当社は、次の各号の事由が生じた場合には、あらかじめ契約者に通知した上で、本契約を解除することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は通知を要しないものとします。

(1) 第 20 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定める事由が生じたとき

(2) 契約者が本規約の定めに違反したとき

(3)契約者が当社の名誉若しくは信用を毀損したとき

(4)契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき

(5)契約者が当社の業務の遂行又は当社及び事業者の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(6)当社に損害を与えたとき

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の契約者への通知を要することなく本契約を解除できるものとします。

(1) 本規約に基づき支払うべき本サービスの料金又は割増金等その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金又は割増金等その他の債務に係る債権について、第 47 条（債権の譲渡）の規定により同条に定める請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第 47 条（債権の譲渡）の規定により同条に定める請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）

(3) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

(6) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第 6 章 料金

第 23 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 4（料金表）、別紙 5（訪問オプション料金表）及び別紙 8（オプション料金表）に定めるところによります。

第 24 条（利用料金の支払義務）

1 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、本契約の解約があった月までの期間、1 の本契約毎に、当社が別紙 4（料金表）及び別紙 8（オ

プション料金表）に規定する月額利用料の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙5（訪問オプション料金表）に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月の契約の解除が行われた場合は当月分の利用料金の支払いを要します。

2 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。 以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 （注）ルーター装置及びスイッチ装置、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、別紙4（料金表）に規定する月額利用料の支払いを要します。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還するものとします。

4 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電気的操作による確認作業を含みます。）ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。

5 当社（料金その他の債務に係る債権について、第47条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。）は、訪問オプションの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます。）並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します。

6 口座振替、クレジットカード払いの領収書は、通帳または利用明細の記載をもって領収書に代えるものとし、領収書を発行しないものとします。

第 25 条（工事費の支払義務）

1 申込者及び契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、別紙 5（訪問オプション料金表）に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前に本契の解約又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。その場合、既にこ工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後は、前項の規定にかかわらず、契約者は着手した工事部分について、その工事費を負担していただきます。この場合において、負担を要する工事費の額は、その額に消費税相当額を加算した額となります。

第 26 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙 4（料金表）、別紙 5（訪問オプション料金表）及び別紙 8（オプション料金表）の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 27 条（延滞利息）

1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

2 第 47 条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

（注）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第 28 条（料金計算方法等）

1 当社は、契約者が契約に基づき支払う別紙 4（料金表）、別紙 5（訪問オプション料金表）及び別紙 8（オプション料金表）に定める料金は料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3 違約金は、利用期間に関わらず別紙 4（料金表）に定める金額とし、一括での支払いを要します。

4 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

5 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙 7（当社が別に定めることとする事項）に規定する当社が別に定め

る場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 29 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 30 条（料金等の支払）

1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が別途指定する所定の方法で支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 契約者は、本契約の解約を希望する場合には、本規約に基づき負担する料金等の支払責務の残額の全て（以下「残債務」といいます）につき、当社が本契約の解約手続きと同時支払いを求めた場合には、当社に対し、本契約の解約手続きと同時に支払うものとします。

4 当社は、契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、契約者に対して有する利用料金その他の債権を、債権管理回収業に関する特別措置法により認可された債権回収代行会社または弁護士等（以下「請求事業者」という）へ債権の回収業務を委託することができるものとします。また契約者は、これを承認するものとします。

第 31 条（料金の一括後払）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 32 条（消費税相当額の加算）

第 24 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 4（料金表）、別紙 5（訪問オプション料金表）及び別紙 8（オプション料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 33 条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

第 7 章 損害賠償

第 34 条（責任の制限）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（ルーター装置、スイッチ装置及びクラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。）にあることを当社が知った時から起算して、24 時間

以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態（ルーター装置、スイッチ装置及びクラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。）にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの一ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

(1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害

(2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害

(3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害

(4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

4 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 3 項の規定は適用しません。

第 35 条（免責事項）

1 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。

3 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

4 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

5 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びクラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、クラウドの使用を当社に対して許可する者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。

7 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、第 34 条第 1 項に規定する場合を除き責任を負いません。

8 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約

者は、自己の責任でこれを解決するものとします。

9 当社は、第 18 条（利用中止）、第 19 条（利用の制限）、第 20 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。

10 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいうものとします。）

11 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。

12 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、ルーター装置及びスイッチ装置に係る設定の追加、修正、解約等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解約等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。

第 8 章 個人情報の取扱い

第 36 条（個人情報の取扱い）

1 契約者は、当社、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者（以下「委託会社」といいます。）、及び、クラウドの使用を当社に対して許可する者が、本サービス提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス等のルーター装置及びスイッチ装置に設定する情報（以下「個人情報」といいます。）、及び、別紙 6（サポートを提供するにあたり取得する情報）で規定する情報を知り得ることについて、同意するものとします。

2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該個人情報保護方針に齟齬がある場合、本規的の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

(1)本サービスの提供

(2)当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(3)当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(4)アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付

(5)役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発

(6)各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内

(7)インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

4 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報、及び、別紙 6（サポートを提供するあたり取得する情報）に規定する情報を利用します。

(1)契約者からの要請にもとづく、サポート業務
(2)ダッシュボードによるルーター装置及びスイッチ装置の利用状況の契約者による閲覧
(3)本サービスの品質、機能改善のための情報分析

5 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で個人情報、及び、別紙6（サポートを提供するあたり取得する情報）1及び2に規定する情報のうちMACアドレス及び通信先を除いた統計化された情報を利用する場合があります。

6 当社及び委託会社は、契約者のメールアドレスについて、クラウドの使用を当社に対して許可する者に通知し、別紙2（提供する機能）に規定する機能のID、パスワード等の通知を目的として利用します。

7 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

8 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

9 契約者は、当社が第47条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第22条（当社による解除）の規定に基づきその本契約を解除している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。

10 契約者は、当社が第47条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意するものとします。

11 契約者は、当社が、支払いに関する情報を、請求業務を行うNTTスマートトレード、三菱UFJファクターまたは東日本電信電話株式会社その他業務委託先へ提供することについて、同意するものとします。また、利用料金の不払い等の事情がある場合、認可された債権回収代行会社または弁護士に提供することについても、同意するものとします。

第37条（データ等の取扱い）

1 当社は、ルーター装置及びスイッチ装置の維持のため、ルーター装置及びスイッチ装置及びクラウド上に設定された情報（サポート対象機器のＭＡＣアドレス、ＩＰアドレス等）を取得します。

2 第20条（本サービス提供の終了）、第21条（契約者による解約）若しくは第22条（当社による解除）による本契約の解約があった場合、当社は、前項により取得した情報を削除します。

第9章 雑則

第38条（利用に係る契約者の義務）

1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
(1)ルーター装置及びスイッチ装置がインターネットに接続できる環境であること。

(2)契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1)当社が契約者を訪問した際にルーター装置及びスイッチ装置の設置（希望）場所に案内し、設定作業等へ立ち会うこと。

(2)当社が設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 前2項の規定のほか、契約者は次の事項を遵守するものとします。

(1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

(2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

(5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(6)当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(8)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(10)本サービスに利用するパスワード（暗号化キー）、別紙2（提供する機能）で利用するID、パスワード等の適正な管理に努めること。

(11)ルーター装置及びスイッチ装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

(12)ルーター装置及びスイッチ装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。

(13)ルーター装置及びスイッチ装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

(14)その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

4 契約者は、前項の規定に違反してルーター装置及びスイッチ装置を亡失又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第39 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

(1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。

(2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。

(3) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 40 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

(1) 第 38 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。

(2) 契約者が、第 39 条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。

(3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幇助となる作業を当社に要求する場合。

(4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 41 条（設備等の準備）

1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 42 条（Marubeni 光回線契約者に係る事項）

Marubeni 光回線契約の譲渡・承継があった場合は、当社は、本サービスの譲渡・承継を承認します。

第 43 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 44 条 （承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 45 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 46 条（紛争の解決）

1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 47 条（債権の譲渡）

契約者は、本規約の規定により支払いを行うこととなった料金を、当社が別に定める請求事業者に対し、譲渡することを予め承諾するものとします。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 48 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定するもの）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしている と認められること

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第 1 項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) 当社は、前項の規定により本契約を解約した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないも のとします。

附　則　この利用規約は、2023 年７月１日から実施します。

2024 年　２月　１日　一部改定
2024 年　10 月　１日　一部改定
2025 年　４月　１日　一部改定

【別紙 1（提供時間）】

当社は、サポートに関して、年間通じて 9:00 から 21:00 までの間、専用受付番号で、当社オペレータによる受付及びサポートを提供します。

また、当社は、訪問オプションに関して、西日本エリアは平日 9:00～17:00 に限り提供するものとします。また東日本エリア、西日本エリアの年末年始（12/28～1/3）は提供致しません。

【別紙２（提供する機能）】

◆別紙４（料金表）で規定するMarubeni光VPNのハイエンドプラン、ハイエンドＬＴＥプラン、エンタープライズプランで提供する機能

提供機能	内容
ルーター機能	・インターネット接続機能
インターネットVPN機能	・本装置拠点、又はMarubeni光Wi-Fiプレミアム設置拠点との間でインターネットＶＰＮ接続が可能（固定グローバルＩＰアドレス不要）
ファイアウォール機能	・IPアドレスやポート番号によるファイアウォール機能 ・アプリケーション名やFQDNによるファイアウォール機能
DHCPサーバー機能	LANセグメント内のDHCPサーバーとして本装置を設定。 アドレスレンジやリース時間、端末ごとのアドレス予約設定も可能。
ローカルブレイクアウト機能	・社内通信以外の直接インターネットアクセスする通信を拠点からブレイクアウトさせる機能
リモートアクセス機能	社外に持ち出したモバイル端末から社内に対し、セキュアなL2TP/IPsec方式により接続する機能
レディメイドのルーター設定	ルーター装置の初期設定を当社が事前に設定（レディメイド）
ヘルプデスク代行	・拠点間通信拠点の追加接続設定、接続設定の変更など契約者社内のヘルプデスクを代行（別紙１（提供時間）に規定する受付時間） ・離れたオフィス等のルーター装置もクラウドから一元的に設定
トラブルサポート	・ルーター装置接続不可等のトラブル時に、クラウドからネットワーク環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、対処 （別紙１（提供時間）で規定する提供時間） ・ルーター装置故障時は、迅速に交換用のルーター装置を宅配
ダッシュボード機能	・利用状況の可視化をするため、ユーザー専用のダッシュボードを提供。 ・接続されている端末や、トラフィック、アプリケーションの可視化が可能。
802.1x認証	ＬＡＮポート単位にお客様Radiusと連携した認証を提供

（注）屋内でご利用ください。屋外で利用すると電波法に抵触する可能性があります。

（注）契約者が、公衆無線LANサービスのAPとして本サービスを利用する場合は、公衆無線LANサービスに関するガイドライン（総務省や無線LANビジネス推進連絡会等により策定）に従ってください。

◆別紙４（料金表）で規定するスイッチＨＵＢで提供する機能

提供機能	内容
スイッチ機能	・通信ネットワーク上でデータを特定のポートに送信する機能
ダッシュボード機能	・利用状況の可視化をするため、ユーザー専用のダッシュボードを提供。 ・接続されている端末や、トラフィック、アプリケーションの可視化が可能。
トポロジー可視化機能	接続している NW 上の機器の構成をダッシュボード上に可視化する機能。
PoE 給電機能 ※ （遠隔リブート機能）	・802.3af/3at に準拠した PoE 給電を行う機能。 ・クラウドから遠隔で給電を行う時間帯し ON/OFF 設定を管理する機能
ポートスケジュール機能	事前にスケジューリングした日時、時間帯にポートの ON/OFF を行う機能。
802.1x 認証	お客様 Radius サーバーと連携した認証を提供
レディメイドのスイッチ設定	スイッチ装置の初期設定を当社が事前に設定（レディメイド）
ヘルプデスク代行	・拠点内におけるスイッチ装置の追加接続設定、接続設定の変更など契約者社内のヘルプデスクを代行（別紙１（提供時間）に規定する受付時間） ・離れたオフィス等のスイッチ装置もクラウドから一元的に設定
トラブルサポート	・スイッチ装置接続不可等のトラブル時に、クラウドからネットワーク環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、対処 （別紙１（提供時間）で規定する提供時間） ・スイッチ装置故障時は、迅速に交換用のスイッチ装置を宅配

※24 ポートプランでは提供しておりません。

・最新の機能や提供条件は、当社のホームページでご確認ください。

https://www.mtchojin.com/marubenihikari#marubeni 光 VPN

◆別紙８（オプション料金表）で規定する訪問修理オプションに提供する機能

提供機能	内容
トラブルサポート （24 時間）	・ネットワーク接続不可等のトラブル時に、クラウドからネットワーク環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、24 時間 365 日対処。 ・24 時間 365 日の現地訪問及びルーター装置の交換による故障対応。 （注）この欄中に定める以外の対応については、派遣に要した費用を含む実費を負担していただくことがあります。

【別紙３（訪問オプションのメニュー）】

契約者が希望する日に、当社が設置場所住所へ訪問し、以下のサービスを提供します。

メニュー		サービス内容
メニュー	機器設置・設定及び配線工事等	・ルーター装置及びスイッチ装置を設置、PPPoE、IP アドレス等を設定 ・LAN ケーブルの配線

【別紙４（料金表）】

Marubeni 光ＶＰＮ

初期費用	０円	
月額利用料	ハイエンドプラン	4,300 円/台（税込価格 4,730 円）
	ハイエンドＬＴＥプラン	6,800 円/台（税込価格 7,480 円）
	エンタープライズプラン	10,000 円/台（税込価格 11,000 円）
最低利用期間・違約金	第６条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間にかかわらず一律で 11,000 円（不課税）を一括で支払っていただきます。	

（注）違約金は１の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）１日でも有料で利用した月は、利用期間の１月とみなします。

（注）ハイエンドプラン、ハイエンドＬＴＥプラン、エンタープライズプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意するものとします。 https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca

スイッチＨＵＢ

初期費用	０円	
月額利用料	８ポート給電プラン	2,500 円/台（税込価格 2,750 円）
	24 ポートプラン	3,200 円/台（税込価格 3,520 円）
最低利用期間・違約金	第６条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間に関わらず一律で 11,000 円（不課税）を一括で支払っていただきます。	

（注）違約金は１の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）１日でも有料で利用した月は、利用期間の１月とみなします。

（注）８ポート給電プラン、24 ポートプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意するものとします。

https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca

弁済金

機器	金額※
ハイエンドプラン	20,000 円程度
ハイエンドＬＴＥプラン	50,000 円程度
エンタープライズ	75,000 円程度
８ポート給電プラン	35,000 円程度
２４ポートプラン	60,000 円程度

※最大料金の目安です。実際のご請求額は利用期間に応じて変動します。

手数料等

区分	概要	料金
名義変更手数料	契約者名の変更	2,000 円(税込 2,200 円)/回
請求書再発行手数料	コンビニ払い等により請求書を再発行する場合	250 円(税込 275 円)/回
収納手数料	当社指定口座に利用料金等を直接振込む場合	500 円(税込 550 円)/回
NTT 東日本・NTT 西日本代行請求 （まとめて支払い）	・「請求書」発行手数料 ・「口座振替のご案内」発行手数料 ※NTT 東日本・NTT 西日本へ発行手数料を支払いの場合は不要	200 円(税込 220 円)/回 150 円(税込 165 円)/回

※略称表記となります（NTT 東日本:東日本電信電話株式会社　NTT 西日本:西日本電信電話株式会社）

【別紙５（訪問オプション料金表）】

項目	単位	料金
基本工事費	１の工事毎	7,500 円（税込 8,250 円）
土休日工事費　（東日本エリアのみ）	１の工事毎	3,000 円（税込 3,300 円）
機器設置設定	１台毎	3,000 円（税込 3,300 円）
LAN 配線	１本毎	11,000 円（税込 12,100 円）
機器撤去　（東日本エリアのみ）	１台毎	400 円（税込 440 円）
LAN ケーブル撤去　（東日本エリアのみ）	１本毎	7,000 円（税込 7,700 円）

（注）工事費の合計が 29,000 円（税込 31,900 円）を超えた場合 29,000 円（税込 31,900 円）ごとに基本工事加算額 3,500 円（税込 3,850 円）を加算します。

（注）夜間・深夜（17:00 ～8:30）、時刻指定にて訪問オプションのメニューを行う場合、通常の工事費に対して別途追加の工事費を頂きます。時刻指定での工事については、同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。また、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

（２）割増工事費の適用

夜間・深夜に、工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、次表の料金を適用します。

時刻	料金
17：00-22：00　（東日本エリアのみ）	16,000 円（税込価格 17,600 円）
22：00- 8：30　（東日本エリアのみ）	22,900 円（税込価格 25,190 円）

（注）12 月 29 日から 1 月 3 日の昼間（8：30-17：00）は、11,600 円（税込価格 12,760 円）をいただきます。

（３）時刻指定工事費の適用

契約者が指定する時刻（次表に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に、工事を行う場合、通常の工事費に対して、次表の金額を加算した料金を適用します。

指時刻	料金
9：00-16：00　（東日本エリアのみ）	11,600 円（税込価格 12,760 円）

（注）17：00-8：00 の時間帯は（２）割増工事費に時刻指定料金が含まれます。

（注）同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。

（注）当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

【別紙６（サポートを提供するにあたり取得する情報）】

1　端末の MAC アドレス、機種情報、OS の種類、ブラウザの種類

2　端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

3　ルーター装置及びスイッチ装置と同一ネットワークセグメント内の端末の MAC アドレス、IP アドレス、ホスト名

【別紙７（当社が別に定めることとする事項）】

第 11 条（契約者の地位の承継）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	インターネット接続回線の Marubeni 光に係るＩＰ通信網契約者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にその Marubeni 光ＶＰＮ契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認を以て、その Marubeni 光ＶＰＮ契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第 12 条（契約者の氏名等の変更の届出）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	氏名、名称又は住所若しくは居所の変更については、インターネット接続回線の Marubeni 光に係るＩＰ通信網契約者の指定するところにより、当社が Marubeni 光ＶＰＮ契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認を以て、Marubeni 光ＶＰＮ契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。 請求書の送付先の変更については、第 12 条第１項から第３項の規定に準じます。

【別紙８（オプション料金表）】

	訪問修理オプション 別紙２（提供する機能）に定める機能を提供するオプション	
初期費用	０円	
月額利用料	Marubeni 光ＶＰＮ	500 円/台（税込価格 550 円）
	スイッチＨＵＢ	500 円/台（税込価格 550 円）
最低利用期間・解約金	なし	

（注）１のインターネット接続回線に「Marubeni 光ＶＰＮ」と「スイッチＨＵＢ」を契約している場合は、契約する全ての「Marubeni 光ＶＰＮ」と「スイッチＨＵＢ」に訪問修理オプションの契約が必要です。

【別紙 9（最低利用期間）】

ハイエンドプラン	1 ルーター装置ごとに 24 ヶ月
ハイエンドＬＴＥプラン	
エンタープライズプラン	
8 ポート給電プラン	1 スイッチ装置ごとに 24 ヶ月
24 ポートプラン	

以上